

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）施行に伴う 規制区域(案)等について市民意見を募集します

令和 3 年の静岡県熱海市での大規模な土石流災害の発生等を受け、危険な盛土等を包括的に規制するために、「宅地造成等規制法」（通称：宅造法）が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）へ法律名・目的も含めて抜本的に改正され、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

新たな規制区域の指定に向けた基礎調査の結果、市域全域が宅地造成等工事規制区域の候補区域となったことから、新たな規制区域（案）としてとりまとめました。また、法施行に伴い、追加等がされた工事の技術的基準や手続き等に対応するために、都市計画法や宅地造成等規制法に関連する条例、細則や審査基準等について一部改正を行います。

この度、法施行に伴う新たな規制区域案、条例・規則改正など本市の対応案について、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 6 年 9 月 6 日(金)から令和 6 年 10 月 7 日(月)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和 6 年 10 月 7 日(月)午後 5 時 15 分までとします。

2 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいは意見提出フォーム（市ホームページ）のいずれかで提出

※市ホームページについては、下記 URL または二次元コードからアクセスできます。

なお、ホームページについては 9 月 6 日に更新し、資料や意見提出フォームへのリンクを掲載いたします。

【提出先】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課（市役所本庁舎 18 階）

FAX 044-200-3089

URL <https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000168627.html>



3 計画案の閲覧方法

閲覧期間：令和 6 年 9 月 6 日(金)から令和 6 年 10 月 7 日(月)まで

閲覧できる場所

各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ（市役所本庁舎 2 階）及びまちづくり局指導部宅地企画指導課（市役所本庁舎 18 階）

市ホームページ（上記 2 の URL にて閲覧できます）

4 その他

- (1) 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレスまたは住所）」を明記が必要です。なお、氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- (3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

問合せ先 川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課 原 電話 044—200—3809
--